

和辻哲郎

私の信条

私の信条

私の信条をのべろということであるが、私どもの理解しているところでは、「信条」というのは *credo, creed* の訳語であって、信仰のことに関し公の立場で定められた合い言葉、言いかえれば一つの教団の正統的な信仰内容を公に表明した信仰告白を意味していると思う。従って私の信条という場合には、社会的歴史的にすでに存在しているいろいろな信仰個条のうち、どれを私が奉じているか、ということを示すのが通例であると思う。も

つとも、教会の信仰告白のなかには、根本的な信条のほかに、マニフェストとかテーゼとか、その他いろいろの種類形式があり、そうしてそういう形式を共産党などが政治的立場とか運動方針とかの表明に転用しているのであるから、信条という言葉も、あるいはそういうふうに転用せられ得るかも知れないが、しかしそういう場合にも、それが公の立場、集団の立場で定められた合い言葉であるという性格は、失われまいであろう。従って私の信条といえは、私の奉じている合い言葉という意味にはなり得るが、私が個人として持っている信念とか、私自

身の確信とか、という意味にはなり得ないのである。

そうであるとすれば、私は私の信条を持っていない。

信仰個条の意味でも、また政治的立場の意味でも。総じて信条なるものを奉じていない。たとえそれが絶大な権威によってであるにしても、他から信条を課せられるということとは、私は欲しない。こういうことが平気で言えるのは、あるいはわれわれの社会の特徴であるかも知れない。ヨーロッパの社会では、使徒信経を奉じないと公言することは、何らかの程度に教会と衝突すること、従って何らかの程度に社会の例外人となることを意味する

であろう。キエルケゴールの独訳者シュレンプは、使徒信経に対する疑惑を表明したために教会を追われた。彼は反教会の立場で生涯戦い通すことを辞せなかったが、しかし彼のいうところによると、キエルケゴールの追隨者のうちでもそれのできたのは彼一人であった。そうしてそれができない限り、真にキエルケゴールを理解したといえないのであった。これは二十世紀の出来事である。百年前のヨーロッパで無神論者だという疑いを受けることは社会的地位を失う危険を伴ったのであるが、今でも顕あらわな信条の拒否は、目に見えぬいろいろな迫害を呼

び寄せてくるであろう。幸いにわれわれの社会には、固定した信条を奉じなくてはならないような不寛容な風習は存していないのである。そのためにいかがわしい宗教が数知れず残存し、また続々として発生してくるといふ、他の文明国に見られない大きい弱点もできあがっているが、しかしそれにもかかわらず寛容な態度は是認せられなくてはならぬ。いかがわしい宗教を追い払うことは、すぐれた宗教との自由な競争において、あるいは合理的な冷静な思索の力を育成することによって、なさるべきであつて、固定した信条を強制することによってなさる

べきではない。私はいかなる信条をも奉じないということとを何の煩い心なしに言い得る社会をむしろ喜びとするものである。

もし信条という言葉によって政治的立場を現わし得るとすれば、そういう信条を奉ずるということは、むしろおのれ自身の判断を放棄することにはかならないであろう。不合理であればこそ、「信ずる」という態度が必要なのだ、いわれ得るのは、ただ信仰の立場のみである。政治的の立場はあくまでも合理的に批判されなくてはならない。そういう労を厭いとって、課せられた合い言葉に何

の批判もなく追随するということは、よく言っても付和雷同の態度、率直に言えば奴隸的態度にほかならない。私はそういう態度は絶対にとりたくない。だから応用的な意味においても、信条などは奉じないのである。

しかし編集者の求めているのは、そういう意味の信条ではないらしい。模範として揚げられているのはロンドン放送局の I believe である。信条 credo は英訳すれば I believe であるに相違ないが、しかし credo の公認された英訳語は creed であって、I believe ではない。もちろん人は、信仰を告白する場合に、I believe という言

葉を用いることはできるであろう。しかし日常この言葉によって普通に現わされているのは、自分自身の意見、自分自身の信念であって、教会の信仰個条ではない。「believe はそういう個人的意見を示しているのである。個人的意見あるいは確信を信条という言葉で現わせば、信条の原義は死んでしまいが、しかし *credo* に関係させずとも漢語の信条はそれ自身の意味を持ち得るといわれればそれまでである。それは辞典にない新語であって、たぶん信仰個条の意味ではなく、信念の条々。確信の条々などの意味なのであろう。

私の個人的意見のなかでここに特に解答を求められているのは、「自分の仕事と世の中とのつながりをどう思うか」「この世で何を失いたくないものと思うか」という二点である。これはいかにも平明な問いのように見えるが、決してそうではない。それは第一回の三人の答えを見てもわかる。

第一問の「自分の仕事」ということは、自分の従事している職業の意味にも取れば、また自分のなし遂げた業績の意味にもとれる。この問いをいろいろな人に投げかけた場合を考えると、職業の意味でならば誰にも通用

するが、業績の意味では通用しない場合が多い。仕事の成果が何らか持続的な形に現われる場合でないと、業績の意味には使えないのである。たとえば大工の建てた家は、この大工の仕事と呼ばれ得るが、農人の作った米はこの農人の仕事とは呼ばれない。だからこの問いは、まず仕事を職業の意味に解して答えるべきであると考える。

自分の職業と世の中とのつながりをどう思うかという問いは、自分の職業の社会的意義を問うにほかならない。しかしどんな職業でも、社会的にきまってきたのではないものはない。職業そのものが、社会的な役目として成り

立っているのである。従って個々の職業の社会的意義とその職業の本質とは同一である。自分の職業の社会的意義は自分の職業が何であるかによってさまざましている。私の職業は学問である。真理の探求である。それが私の社会から課せられた任務である。私はこの職業を選んだ時にこの任務を承認したのである。——これで私の第一問に対する答えはすんでしまう。

しかしこれは職業の社会的意義を一般的に考察しただけであって、特に私の個人的意見とか個人的な確信とかと関係はない。編集者の求めているのは、後者である。

では私は何を答うべきであろうか。右の問題について特に個人的な契機を求めるとすれば、それは、私が何ゆえにこの職業を選んだかということ、あるいは、自分の選んだ職業、自分の承認した社会的任務について、私がどういう覚悟を持っているかということ、などであろう。それは幾分告白めたことになる。そうしてその告白こそ編集者の欲するところなのである。私は告白の要求を自分の内には感じないが、しかし求められればあえて避けようとも思わない。

私の職業の選択や職業における覚悟などについて最も

大きい関係を持っているのは私の父である。私は父の命令に従ったのではないが、しかしもし父がほかの態度を取っていたならば。私の歩き方もまた違っていたであろうと思う。

私の父は中国地方の農村で医者をやっていたが、日本古来の医の理想を表現した「医は仁術なり」という標語を、まじめに自分の実践の指針としていた。医者としての任務は病気と戦って患者の苦しみを救うにある。職業である以上報酬は受けるが、しかし報酬が目的なのではない。それが父の態度であった。だから実際に報酬のことも自

分の生活の難易のことも眼中になかった。夜中に急病だと言つて呼びに来れば、貧乏人であろうが遠方であろうが、あるいは寒かろうが雨中であろうが、一切のことにかまわず出かけた。農村のことであるから、田の草取りのいそがしい真夏のころには、一夜にそういうことが二度も三度も重なつたが、しかしいやがらずに黙々として任務に従つていた。「医は仁術なり」という理想の実現がいかに苦しいものであるかは、子供の私にも実によくわかつた。しかしそれだけに、診療をうけた患家の方では、感謝の念が強かつたように思う。それが子供の目に

もまざまざとわかったのは、盆と正月とであった。年二回の決算のために、患家の方から自発的に薬代（診察料は取らなかつた）を払いにくるのであるが、その時、米あるいは麦を一升ずつ袋に入れて礼のしるしに持つてくる。薬代の支払いの延期を頼みにくる人も、その年診療を受けなかつた人も、同じようにこの礼のしるしだけは持つてくる。それが輻輳ふくそうして、その処理に手が足りず、子供も手伝わざるを得ないほどであった。だからその米は一年間の一家の食いぶちには余るほどの量に達したが、このような年二期の謝礼ばかりでなく、季節ごとに、

たけのこ
筍 とか瓜うりとか西瓜すいかとか梨なしとか松茸まつたけとか柿とか栗とか大根とか、あるいはさまざまの川魚の類とかが持ち込まれた。松茸や大根などは食い切れないので、それを乾燥野菜にするのに忙しいほどであった。報酬はそういう贈り物の形ではいつて来たのである。

私は物心がついて以来、自分で職業の選択を考えるようになって、右のような生活の中にいたのである。それは派手な享樂らしいものの何もない、質素を極めた生活であった。しかしまた何の不安や不和もない、健やかな生活であった。私はその中で、六年の間、日々一里半

の道を往復して学校へ通った。側には汽車ももう開通そばしていたのであるが、足の骨折の後半年ほどそれを利用した時と、用事で遅くなった時以外は、すべて歩いた。父の日々の行動を見ていると、そうする外はなかったのである。また当時の級友のうちには自転車を利用しているものもあったが、私は父に自転車をねだる勇気がどうしても出なかった。それらのことを考えると、父の無言の薫陶が相当に強く私に影響していたと思われる。自分の職業についての覚悟というようなものも、父の「医は仁術なり」という態度から、おのずから滲しみみ込んで来たの

である。

しかしその父が、医者であることに強い嫌悪を感じだしたことがある。ちようどそれが私の職業の選択と連関しているのである。

当時私の家には郡の医師会できめた定価表が掲げてあり、そのまっ先に診察料が書いてあったと思う。しかし父は宅診料名往診料も取らなかつた。土地の風習として米麦や季節の物を礼に持ってくるのであるから、それ以外に現金で診察料を取るのは不当だと思つたのである。当時の農家には物はあつたが現金のないのが普通で

あつた。医師会の規約は、診察料の高をきめてはいるが、しかし診察料を取れと命令しているわけではない。取る取らないは自分の自由である。現金の不自由な農家から現金を取ることは、医師としての任務の遂行の邪魔になる。これは筋の通つた考えであつた。しかし都会と同じように新式にやろうとしている他の医師たちは、父のこの態度を不快に感じたらしい。しかし診察料のことだけではまだ問題は起こらなかつた。やがてその内に医師会では、往診の際、その場で車代を取るといふ規約を作つた。個人としては一々その場で車代を請求するというこ

とははなはだやりにくいが、医師会の規約となればやりやすいというわけであった。この規約が問題の種となったのである。父はもちろんそれに従わなかった。現金の不自由な農家から、その場で何ほどの現金を請求するということになれば、この車代への顧慮から、急病の際でも来診の依頼を躊躇する、ということが起こるかも知れない。そういう気持ちだけでも、何時間か診察を遅れさせるといふことはあり得る。

病気によつては一刻を争う症状もある。病気と戦う医者としては、患者が何の顧慮もなくできるだけ早く来診

を求めるとように仕向けるべきであつて、それを妨げるよ
うな態度をとるべきでない。これが父の立場であつた。
しかしこの規約は医師会で議決したのである。どうい
う理由があるにもしろ、会員は会の規約を守らなくてはな
らぬ。こういつて医師会側から迫られると、父は、では
車で往珍することをよそう、歩けばよい、といい出した。
歩けば時間がかかるので、幾分矛盾にもなるが、父は頑
固にそれを実行し始めた。

それが何月ごろであつたかはよく覚ええないが、やがて
暑い夏が来た。午前中は宅診で、午後いっぱい近村を歩

き回るのであるから、その疲労は実にはなはだしかった。過労のために、夜はしばしば眠りながらうめいている声が聞こえた。そういう時には母は寝ずに父の体を揉もんでいた。そこへ急病で呼びにくると、父はまた立ち上がった。黙々として歩いて行った。

その夏のことである。ある村の衛生委員の家で赤痢の患者が出た。父はその場で警察署への届書を書いたが、自らそれを巡査の駐在所へ届けるには非常に回り道を歩かなくてはならなかった。それが疲労した体にはかなりつらいことであつたし、また患者の家の主人が村の衛生

委員であるところから、つい気をゆるめて、その届け出を主人に託した。これが非常な失敗であった。当時田舎では避病院行きということをしどく怖れていたのであるから、村の衛生委員も家族の感情に負けて届けを躊躇し、一日ほどぐずぐずしていた。そうしてやむなく届け出る時に、届書の日付を改竄したのである。これが発覚のもとであった。警察でそれを問題にしたときに。郡の医師会に対する父の在来の反抗が、いろいろと不利に作用した。父はついに衛生委員とともに衛生法違犯として摘発された。区裁判所は、日付を改竄した衛生委員を無罪、

父を科料五円に処した。伝染病発生の際に患家のものが隠匿をはかるのは自然の情であるから、その患家のものに届け出を託するということは、医師の手落ちと認めなくてはならない、というのであった。

この判決は父にとって非常な打撃であった。「医は仁術なり」という信念の実行のために精いっぱい、の労苦に堪えて来た結果が、この処罰なのである。しかも届け書の日付の改竄というような明らかな不正を犯したものが無罪であって、毫厘も不正を犯さなかった自分に不正の烙印が押されたのである。これは父には堪えられないこ

とであった。料料の高が少額であるということは問題ではなかった。父は直ちに地方裁判所へ上訴の手続きをとった。しかし何分にも料料五円の事件なのであるから、弁護を依頼した弁護士も、同情はしてくれたが、あまり熱心になってはくれなかった。判事もそうであったかも知れない。地方裁判所の判決も前審通りであった。父の憤激はますます高まり、直ちに大阪の控訴院へ控訴した。大阪までは当時でも日帰りで行くことができたので、患者への義務をさほど怠らなくとも訴訟を続けることはできたのである。しかし弁護士は、料料五円をまぬがれる

ために多額の訴訟費用がかかることを気の毒がるばかりで、やはりムキになってはくれなかった。控訴院でもやはり敗訴であった。

まだ大審院というところがある。不正でないものに不正の烙印を押すことがいかにはなはだしい罪悪であるかを理解している裁判官が、日本にも一人ぐらいいるであろう。自分の正義を主張するためには、手段のある限りをつくさなくてはならぬ。そう父は考えた。しかし困ることには、当時東京へ出るには、急行でも十三四時間はかかったのであるから、患者への義務を著しく怠るこ

となしには、訴訟の継続は不可能であった。それに加えて、親類たちが騒ぎだしてしきりになだめにかかった。それやこれやで大審院への上告だけはとうとう思い止まることになった。

そのころ父は実に憂鬱になっていた。正義は地を払ったのか、というような嘆きの言葉を毎日もらっていた。父が伯夷はくいしゆくせい叔齊の心境に非常に共鳴していたのは、そういう事情も手伝っていたかと思われる。この事件をきっかけとして、父はまた車に乗ることにした。車代も規約通りに取り始めた。車夫に言い含めて、できるだけ患家

に苦痛を与えないような態度をとらせはしたが、しかしこの点においても敗北であった。

ちようどそのころに私は中学の上級にいて、高等学校の入学試験を目の前に控え、将来の職業の問題を考えていたのである。私の家では誰もそんなことを問題にしていなかった。医者の子は当然医者になるべきであった。天保元年生まれの祖父などは、家業を捨てることは人の道にはずれることであるとさえ考えていた。しかし私は医者になりたくなかった。父の苦しみを側で見ていたためにそうなったのであるかどうかは、自分でもはっきり

しないが、しかし家業を嗣ぐためにはすでに兄が医科大
学まで進んでいるのであるから、私は自由に自分の道を
えらびたいと思った。しかもその時私の望みであったの
は、少し突飛^{とっぴ}ではあるが、バイロンのような詩人になり
たいということであった。そういうことを考える機縁を
与えたのは、坪内雄蔵氏の英文学史である。私はあれを
読んでいろいろな感激を覚えたのであるが、しかしイギ
リスの多くの文人のなかから、特にバイロン、キーツ、
テニスン、ロセツテイなどを選び出し、その著作を東京
から取り寄せたりなどしたのは、私自身の好みであった。

中でもバイロンが好きで、『シーヨンの囚人』の翻訳を学校の雑誌にのせたりなどした。バイロンの詩を読みこなすことができたなどはちよつと考えられないが、しかしバイロンを愛好する気持ちには、あるいは父の心境の影響があつたかも知れない。しかし自分の志望として言い現わす場合には、さすがにバイロンのような詩人になりたいとは言わなかつた。ただ私は文学をやりたいた言つた。文学では食つて行けないというのが当時の常識であつたが、どれほど苦勞しても私はそれをやってみたいという決心を、私はまず兄のところ言い送つた。兄

は快く賛成して、前途のことを心配するには及ばない。一人の文学者ぐらいはおれでも養って行けるから、精いっぱいやってみろ、と言ってくれた。で、次には父にその旨を申し出た。父は恐らく家業ということを考えているであろう。それに対しては強硬に職業の自由を主張しなくてはならぬ、と私は少し硬くなっていた。しかし父はきわめて簡単に、「そうか。それもよかろう。医者なんてつまらんものだ」と言った。こうして私はどこからも反対を受けずに、自分の意志によって、文学志望を決定したのである。

もつとも私は祖父の賛成を得たわけではなかった。また祖父を説得し得る自信もなかった。で、その点は父にまかせて、自分では触れなかった。父も同様であった。私が大学を卒業したころにもまだその事は祖父に伝えてなかった。やがて私の著書のことを近村の人が祖父に話しかけるといふようなことも起こったが、祖父は何も理解しなかった。祖父にとっては私は医者であったのである。家業を放棄するような孫があるはずはなかったのである。しかしこの食い違いからは何一つ不都合なことは生じなかった。

しかし私の職業の選択はこの時にきまってしまったのではない。中学を出るとすぐ一高受験の目的で東京に来た私は、兄の紹介の手紙を持って魚住影雄君を訪ねた。魚住君は当時一高の三年で、校風問題を惹き起こしたあとであったから、一高の思想的状況を非常に詳しく話してくれた。それは田舎の中学にいた私にとっては何事か新鮮な感じがかりであった。が、そのみならず魚住君は、私の志望のことについてもいろいろと忠告してくれた。私はバイロン崇拜の関係から英文学をやろうと考えていたのであったが、魚住君はそれを頭から斥けた。詩人に

なるにしる、学者になるにしる、英文学などをやる必要はない。大学で必要なのは一般教養を作ることである。それには哲学をやるに限る。基礎さえしつかり作っておけば、あとはどういう方向へでも動いて行くことができる。いわんや目下の大学ではケーベル先生の右に出る人はない。とにかく一高へはいるときには、哲学志望ということを表明しておかなくてはいけない。哲学志望から文学志望へは勝手に移れるが、文学志望から哲学志望へ変わるためには、大学へはいる時に試験を受けなくてはならぬ。自分は今それで弱っているところだ、というこ

とであった。一々もつともなので、私は忠告に従ったのである。

こういうわけで私は一高へ入学する時から哲学志望を表明していたが、しかしそれは魚住君の言葉通り一般教養のためであつて、哲学を職業として選ぼうと考えたわけではなかつた。入学当座はまだしきりにバイロンを読んでいたし、興味を引かれるのは主として文芸の方面であつた。この方面でやがてイプセンやバーナード・ショーなどを愛読するようになるとともに、詩に代わつて戯曲が目標になりだした。しかし大学を出るまでにはだい

ぶ哲学の方にも近づき、卒業後にはニーツシエとかキエ
ルケゴールのような詩人哲学者といわれる人々を迫いか
けることになったのである。それでもまだはつきりと学
問に専心する覚悟はできていなかったのであるが、二十
代の終わりごろから学問というものが非常におもしろく
なり、探求ということに没頭できるようになった。学問
を「自分の仕事」と考えるようになったのも、そのころ
からであると思う。父に文学志望を打ちあけてから十年
ぐらいもたって。やっと職業の選択がきまったのである。

そういうふうにして私は父とまるで異なった職業を選

んだのであるが、しかし職業についての態度や考え方は、おのずから父を学ぶことになった。物心がついてから満十七歳になるまでの間、「医は仁術なり」ということを日々黙々として実践している父を見ていたのであるから、その感化は無意識のうちに深く沁み込んでいたのである。私は年をとるに従って父に対する尊敬の念が高まってくるのを覚える。父はその職業の本質に忠実であることを念としたのであって、職業を名利のための手段とするという気持ちは全然なかった。どの職業を選ぼうと、これ以上にとるべき態度はないはずである。私は学問の

仕事を選んだときに、真理を追求するという任務に忠実であることを第一の心がけとした。これは身心ともに微力な私にとっては、過重な負担であった。だから世間とのかかわりをできるだけ少なくして、精力を節約するほかはなかった。それでもこの三十余年の間、気のすむだけ念を入れて仕事をしたと感じたことはない。私はいつもそれを父に対して恥じているのである。

第一問の「自分の仕事」という言葉を、職業の意味に解せず、自分の業績という意味にとるならば、答えはす

っかり違ってくるであろう。私の場合、それは主として著書の形で示されている。従って第一問は、私の著書と世の中とのつながりをどう考えるか、ということになる。意図から言えば、私は学問上の主張をしたのであるから、それが普遍的に通用することを目ざしている。従って世の中の人々はすべて私と同じように考えるべきであると考えている。事実上わずかの賛同をしか得られなかったとしても、この要求は変わらない。もしそうでないならば、そういう説を提出する必要はないのである。では事実上の結果をどう考えるか、ときかれると、私は答える

ことができない。私はそれを精確には知らないし、また知ろうと努力してもいない。ただ私は、数は少なくとも、先輩友人の厚い同情と理解を受けて来た。私はそれを心から感謝し、そうしてそれ以上に多くを求めようとは思わないのである。

第二問は、「この世で何を「失いたくないもの」「残しておきたいもの」と考えるか、というのであるが。この問いが平明なように見えて平明でないゆえんは、編集者が何か押しつめたもの、究極のものを答えるように要求

しているからである。しかしそういう答えは不可能であると思う。たとい人が何か一つのもの、あるいは数えあげることのできるような少数のものを、この世で失いたくないものとしてあげたとしても、それはその人がそれ以外のものを失ってよいと考えている証拠ではあるまい。価値あるものは何だつて失いたくはないのである。価値を認めることと失いたくないということとは、ほとんど同義である。そうして価値あるものはこの世には無限にあると言ってよい。

しかし価値あるものの間にも、価値の高下序列に従つ

て、さまざまの相違がある。従って「失いたくない」ということの中にも、強度の別はあるであろう。従ってここまででは失っても我慢ができるが、これ以上は我慢ができないという限界があるであろう。そういう限界の上にあるものをあげることはできないか、といわれるかも知れない。しかし価値の問題は性質の問題である。一が他に代わることはできない。価値あるものはそれぞれに失いたくないのである。失ったときに我慢ができるからといって、そのものが失ってよいものに転化したわけではない。従って私には、ここまででは失ってもよいと

いう限界線などを引くことはできないのである。

この問題に関して留意すべき点は、むしろ価値に対する鈍感や不感症がのさばり出していることであろう。これは文明に対する野蛮の圧迫である。そういう傾向を利用して、価値に対する反感や、価値あるものの破壊の興味を煽るあおものがあるとすれば、それがどういう動機から出ているにしろ、正真正銘の「悪」として排除せられなくてはならぬ。

(昭和二十五年十一月)

日本文学電子図書館

私の信条

著 者：和辻哲郎

制作者：宮澤一郎

底 本：現代日本文学大系 40

筑摩書房

昭和48年2月20日 初版第一刷発行

日本文学電子図書館